



2007年4月10日 第2007-41号

【発行】J A M

【発行責任者】大山勝也

【編集】政策政治グループ

03-3451-2425

E-MAIL : syakai@jam-union.jp

< 離婚時の年金分割 PART 3 >

2007年4月1日からの年金分割

分割（按分）割合

- 離婚時の年金分割は、婚姻期間中の保険料納付記録を分割することです。
具体的に言うと、婚姻期間中の標準報酬総額（婚姻期間中の収入の総額）の多い方が少ない方へ標準報酬総額の一部をあげるといことです。（年金額は、標準報酬総額を基にして計算します。）
- 分割割合（按分割合）は、婚姻期間中の、夫の標準報酬総額と妻の標準報酬総額を合算したものを基に決めます。

【例 婚姻期間30年 婚姻期間中の夫の標準報酬総額・14,000万円 妻の標準報酬総額・6,000万円の場合】

夫婦の婚姻期間中の標準報酬総額を合算します。

夫婦の標準報酬総額の合計 14,000万円 + 6000万円 = 20,000万円（100%）

各々の持分が の金額の何パーセントにあたるか、計算します。

妻の割合 6,000万円 / 20,000万円 = 30%

夫の割合 14,000万円 / 20,000万円 = 70%

各々の持分の上限は、 の金額の50%です。上限額を計算します。

上限額 20,000万円 × 50% = **10,000万円**

妻は自分の標準報酬総額が6,000万円あるので、夫からもらえる標準報酬総額の**上限は、4,000万円（10,000万円 - 6,000万円）**となります。4,000万円の範囲内で夫の標準報酬総額を妻に分割することができます。4,000万円以上は分割できません。

< 分割後の婚姻期間中の標準報酬総額 >

婚姻期間中の標準報酬総額（収入の総額）が以下になったということです。年金額ではありません。

50%で合意した場合 夫 = 10,000万円 妻 = 10,000万円 (夫から妻へ4,000万円)	40%で合意した場合 夫 = 12,000万円 妻 = 8,000万円 (夫から妻へ2,000万円)	35%で合意した場合 夫 = 13,000万円 妻 = 7,000万円 (夫から妻へ1,000万円)
--	---	---

【例 婚姻期間30年 婚姻期間中の夫の標準報酬総額・20,000万円 妻の標準報酬総額・0円の場合】

標準報酬総額の合計 20,000万円 + 0円 = 20,000万円

妻の割合 0%

夫の割合 100%

各々の持分の上限 20,000万円 × 50% = 10,000万円

10,000万円の範囲内で夫の標準報酬総額を妻に分割することができます。10,000万円以上は分割できません。

< 分割後の婚姻期間中の標準報酬総額 >

婚姻期間中の標準報酬総額（収入の総額）が以下になったということです。年金額ではありません。

50%で合意した場合 夫 = 10,000万円 妻 = 10,000万円 (夫から妻へ10,000万円)	40%で合意した場合 夫 = 12,000万円 妻 = 8,000万円 (夫から妻へ8,000万円)	35%で合意した場合 夫 = 13,000万円 妻 = 7,000万円 (夫から妻へ7,000万円)
---	---	---